

藤沢市文化芸術振興計画について
藤沢市文化芸術振興計画を次のとおり定める
2018年（平成30年）3月19日提出

藤沢市教育委員会
教育長 平 岩 多恵子

1 藤沢市文化芸術振興計画
別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、文化芸術基本法第七条の二に基づく本市の文化芸術振興のための施策に関する振興計画を定める必要による。

参 考

文化芸術基本法 抜粋

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務(文化財の保護に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあつては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

藤沢市文化芸術振興計画（案）

2018年（平成30年） 月

藤 沢 市

目 次

| | | |
|-------|---|----|
| 第 1 章 | 藤沢市文化芸術振興計画の策定にあたって | 1 |
| 1 | 藤沢市文化芸術振興計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 法律及び他計画等との関係 | 2 |
| 3 | 本計画で対象とする文化芸術の範囲について | 3 |
| 4 | 計画期間等について | 4 |
| | （1）計画期間 | 4 |
| | （2）進行管理 | 4 |
| 第 2 章 | 藤沢市の文化芸術について | 5 |
| 1 | 藤沢市の文化芸術の特色・現状について | 5 |
| | （1）芸術文化について | 5 |
| | （2）生活文化について | 6 |
| | （3）歴史・景観文化について | 6 |
| 2 | 藤沢市における文化芸術振興にあたっての課題 | 7 |
| | （1）文化芸術を担う人材の育成 | 7 |
| | （2）文化芸術にふれる機会の拡充 | 7 |
| | （3）文化芸術を支える拠点の整備 | 8 |
| | （4）東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催を契機とした文化の発信 | 8 |
| | （5）新たな文化の創造 | 9 |
| 第 3 章 | 藤沢市文化芸術振興計画の構成 | 9 |
| 1 | 基本理念 | 10 |
| 2 | 基本目標及びその実現のための方法 | 10 |
| | 基本目標 1 藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を 図ります | 10 |
| | 基本目標 2 市民主体の文化芸術活動をさらに活発に していきます | 11 |
| | 基本目標 3 歴史的、文化的資源の保存、活用を図り、 次世代に継承します | 12 |
| | 基本目標 4 オリンピック・レガシーを次世代へ継承 します | 12 |
| 3 | 藤沢市文化芸術振興計画の概略図 | 13 |
| 4 | 各基本目標の施策ごとの取組 | 14 |

第1章 藤沢市文化芸術振興計画の策定にあたって

1 藤沢市文化芸術振興計画策定の趣旨

文化芸術は、いつの時代にも人々の心を潤し、癒し、そして希望を宿す力を与えてくれます。文化芸術を通じた交流は、それに関わる人々の心をつなぎ、絆を強め、心の豊かさや潤いをもたらすとともに、郷土への愛着と理解を育み、ひいてはまちの活性化や経済振興にもその力を発揮します。

本市は中世に時宗の総本山である清浄光寺（遊行寺）が創建され、江戸時代には東海道五十三次の宿場町の一つの藤沢宿として、また江の島詣や大山詣の足場として発展してきました。その様子は、当時の浮世絵にも数多く残されており、藤沢のまちの歴史と文化の様子をうかがい知ることができます。近年では、およそ40年前に全国に先駆けて「藤沢市民オペラ」が始まり、それ以来長い歴史を積み重ね、今日では藤沢を代表する文化芸術事業の一つとなっています。

また、本市では藤沢市文化団体連合会をはじめとした市内の文化活動団体による活動や、市内13館の公民館における市民によるサークル活動など、様々な文化芸術活動が活発に行われております。さらに、JR辻堂駅の北側にある湘南C-X（シークロス）には「藤沢市アートスペース」や「藤澤浮世絵館」が、清浄光寺（遊行寺）の門前には「ふじさわ宿交流館」が市の新たな施設として相次いでオープンするなど、美術や郷土歴史の分野での新しい取組を始めています。

一方で、平成28年10月に実施した「市政運営の総合指針2016に関する市民意識調査結果」では、重点施策に関する調査項目の一つである「市内に文化的な魅力を感じますか？」という設問に対し、その実感度は47.39%となっており、いまだ半数以上の市民の方にとって物足りない印象となっています。

こうした中、様々な主体により個々に取り組まれている文化芸術活動を体系的に整理し、その振興・推進の方向性を明らかにすることによって、文化芸術活動の一層の充実と活性化を図るとともに、本市固有の市民文化である「ふじさわ文化」の創造と、これらの内外への発信を通じて、市民が郷土へ

の誇りや愛着をもち、魅力を実感できる文化都市として発展していくために本計画を策定することとしました。

2 法律及び他計画等との関係

文化芸術の振興に関する法律である「文化芸術基本法」第4条には、地方公共団体の責務として、同法の基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し実施する責務を有する旨が規定されています。また、同法第7条の2において、市町村の教育委員会は地方文化芸術推進基本計画について定めるよう努めなければならない旨が合わせて規定されています。

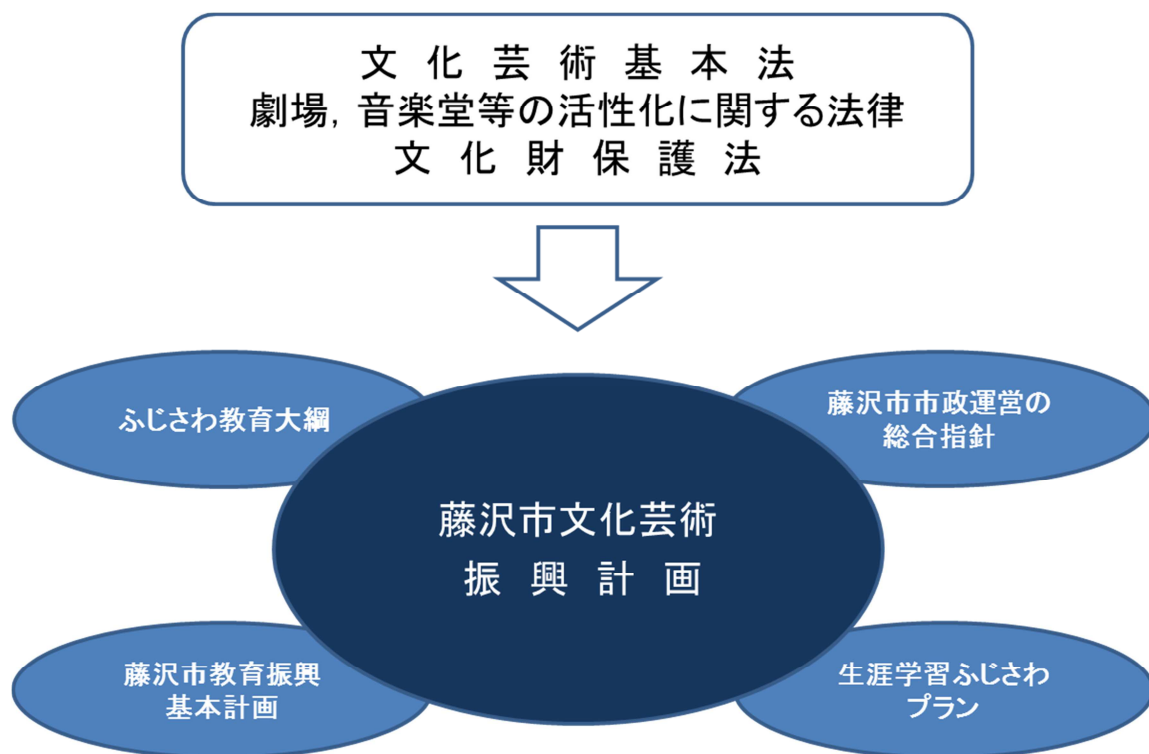
地域の文化拠点としての劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、その役割を果たすための施策を総合的に推進することを目的とした法律である「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条には、この法律の目的を達成するため、その地域の特性に応じた施策を策定し、当該地方公共団体の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとされており。

さらに「文化財保護法」第3条では、政府及び地方公共団体の任務として、文化財が歴史、文化等の正しい理解と将来の文化の向上発展の基礎として欠くことができないものとして認識し、その保存が適切に行われるよう、法律の趣旨の徹底に努めなければならないとされています。

これらに加え、本市の市政全般についての基本的な方針を定めた「藤沢市市政運営の総合指針2020」には、その基本目標の一つとして「文化・スポーツを盛んにする」を掲げており、歴史や文化、有形・無形の文化財、景観などを、藤沢市の財産として後世に向けて保全・継承していくこととしています。また、教育の目標や施策の根本的な方針である「ふじさわ教育大綱」や教育に関する総合的な中期計画である「藤沢市教育振興基本計画」、本市における生涯学習社会の構築、学習環境の諸整備を図るための

計画である「生涯学習ふじさわプラン2021」の中でも、具体的な施策や事業が位置づけられています。

こうした計画の一部として位置づけられている文化芸術に関する施策等を体系的に整理することにより、本市の文化芸術を総合的に振興していきます。



3 本計画で対象とする文化芸術の範囲について

「文化芸術」とは、音楽や美術といったいわゆる「芸術」のみを対象とするものではなく、伝統芸能や生活文化などを含む、幅広く多様なものです。

本計画で対象とする文化芸術の範囲は、文化芸術基本法第8条から第13条に規定されている文化芸術（「芸術」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能」「生活文化」「国民娯楽」「文化財」）を基本とし、これに藤沢の風土・気候・風景等が有機的に融合した文化的景観など、いわば藤沢固有の文化ともいう

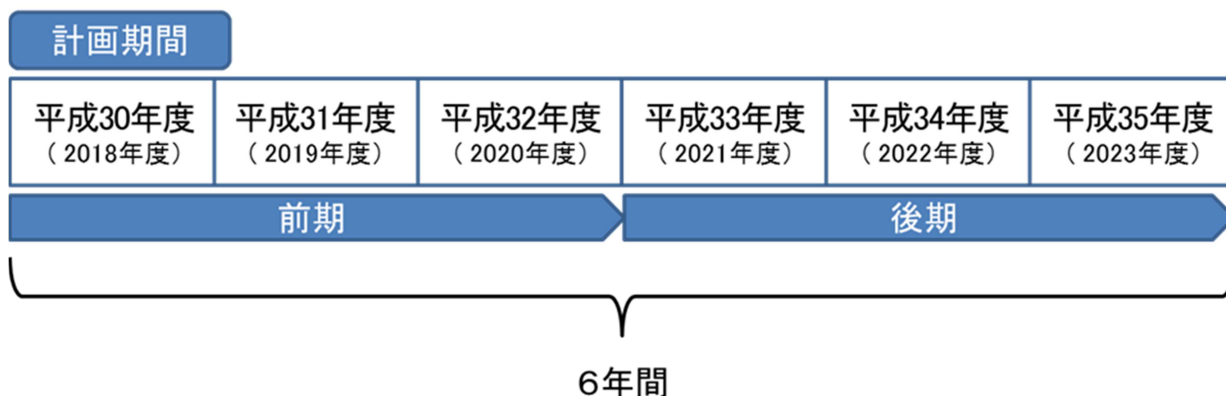
べきものを加えた「芸術文化」「生活文化」「歴史・景観文化」の3つを対象とします。

| | |
|---------|--|
| 芸術文化 | 「芸術」・・・文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊，俳句，短歌， 川柳，工芸技術等 「メディア芸術」・・・映画，漫画，アニメーション，電子機器等を利用した芸術等 「伝統芸能」・・・雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，神楽等 |
| 生活文化 | 「生活文化」・・・茶道，華道，書道，食文化，囲碁，将棋等 「芸能」・・・講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱，民謡民舞， 詩吟，奇術等 「民俗文化財」・・・生活慣習，民俗芸能，民俗技術等 |
| 歴史・景観文化 | 「文化財」・・・有形文化財，無形文化財，文化芸術施設等 「景観文化」・・・藤沢（湘南）独特の風土に根ざした文化的景観等 |

4 計画期間等について

(1) 計画期間

本計画の計画期間は，平成30年4月を始期とし，平成36年3月までの6年間とし，東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年度までを前期，それ以降を後期として取り組むこととします。



(2) 進行管理

本計画の進行管理は，本市の文化芸術に関し専門的知見を有する者等により構成される（仮称）文化芸術事業評価委員会を組織して行います。

第2章 藤沢市の文化芸術について

1 藤沢市の文化芸術の特色・現状について

(1) 芸術文化について

本市には、長い年月をかけて多くの市民と行政がともに手を携えて築いてきた芸術文化の歴史があります。中でも昭和43年に開館した藤沢市民会館は、当時の多くの市民の声が結実したものです。藤沢市民会館の開館により市民の文化芸術活動はますます盛んになり、クラシックやジャズなど幅広いジャンルにおいて、優れた演奏家による公演も数多く行われるようになりました。さらに、市内小学校の演劇鑑賞や中学・高校の合唱祭、吹奏楽部の演奏会にも使用されるなど、幅広い層の方々に利用されています。また、本市は市民オペラ発祥の地として全国的に知られております。市民オペラは昭和48年からプロのソリストとアマチュアの交響楽団、合唱団が共演する形式を変えることなくこれまでに23回もの公演を行っており、藤沢市民会館における特徴的かつ代表的な事業となっています。

湘南台文化センターに併設されている市民シアターは、演劇を中心とする舞台芸術のためのホールとして平成2年10月に開館しました。演劇の他にも音楽事業など、多目的に使えるよう工夫されている施設であり、本市北部の文化芸術の中心地として様々な事業に活用されています。

平成27年、JR辻堂駅の北側にある湘南C-X（シークロス）に開館した「藤沢市アートスペース」は、藤沢を中心とした湘南地域で活動する若手芸術家等を支援することを基本コンセプトとするとともに、アートを体験するためのワークショップを開催するなど、これまでになかった美術の振興を図るための新たな施設として活用が始まっています。また、様々な分野で活躍するアーティストのなかには、本市にゆかりのある方々が数多く存在しており、そうした人達の力を借りて市民に優れた芸術を鑑賞する機会が提供されています。

(2) 生活文化について

本市では、市内に13館ある公民館を中心とした文化芸術活動が盛んであり、それぞれの公民館を拠点とした活動が長年に渡り続けられています。その登録サークル数は2,000余り、登録者数はおよそ35,000人にも上り、民謡民舞、書道、クラフト、洋裁、和裁、囲碁、将棋等の生活文化を中心に、多岐に渡る文化活動が日々行われています。

また、華道、茶道、書道、邦楽、美術など様々な分野で活動する11団体により組織されている藤沢市文化団体連合会は、市内で活発な文化活動を行っており、その活動の発表・展示の場としては藤沢市民会館や湘南台文化センターのほか、JR藤沢駅に直結した展示スペースである藤沢市民ギャラリーが利用されています。

(3) 歴史・景観文化について

本市内には、大庭城址や清浄光寺（遊行寺）、江戸時代に宿場町として栄えた旧藤沢宿などのほか、年間1,500万人もの観光客が訪れる江の島周辺の風景など、数多くの文化財やこの地の風土に根差した独自の景観があり、これらを素材とした映画、音楽、絵画、写真など、数多くの作品が生まれています。

この他にも各種工芸品、建造物、祭ばやしなど、本市の歴史や人々の生活の中で継承されてきた有形、無形の文化財が数多く存在しています。これらの貴重な財産を後世に残していくため、本市は昭和35年に藤沢市文化財保護条例を制定し、郷土に根差した文化の発展のために、文化財の保存と活用に関して必要な措置をとることを定めています。本市には平成29年4月1日現在で、国指定文化財8件、県指定文化財14件、市指定文化財76件の計98件の指定文化財と、10か所27件の国登録有形文化財があり、これら文化財を中心とした様々な歴史資料を所有者や地域の方々と連携して保存に努めるとともに、本市が収蔵する約1,500点の浮世絵等をはじめ、それ以外の歴史資料や考古資料、民俗資料などを生かし、各種報告書、書籍の発行、藤沢市民ギャラリー常設展

示室等での展示，講座・講演，イベント開催などにより周知し活用に努めております。また，平成28年には「ふじさわ宿交流館」や「藤澤浮世絵館」といった，これまでになかった歴史・景観文化の振興を図るための新たな施設を相次いでオープンさせました。

2 藤沢市における文化芸術振興にあたっての課題

(1) 文化芸術を担う人材の育成

近年では，社会全体の高齢化の進展ともあいまって，文化芸術を支えてきた世代が高齢化してきています。とりわけ伝統芸能や華道や茶道，書道といった生活文化の一部の分野ではその傾向が顕著となっており，次世代に確実に引き継ぐための早急な対策が課題となっています。

他方では，次代を担う若手芸術家を支援し，本市ゆかりの芸術家を育成する取組も始まったばかりであり，今後の継続的支援が必要です。

(2) 文化芸術にふれる機会の拡充

子どもから高齢者まで，すべての市民が様々な文化芸術にふれる機会を増やすことは，その振興を図る上で大切なことです。音楽の分野では，これまでクラシック音楽が中心となっていましたが，市民が望むあらゆるジャンルの音楽事業をカバーできるよう，公演の幅を広げる必要があります。また，美術の分野においては，藤沢市アートスペースや藤澤浮世絵館がオープンし，芸術に接することができる環境を整えることにより，鑑賞機会の提供という観点からはある程度の充実が図られましたが，今後はその提供内容をさらに充実させていくことが必要です。

市所蔵の文化財等の歴史資料については，ふじさわ宿交流館や藤澤浮世絵館の開館により公開・活用される場が増えていますが，まだ十分とは言えません。国登録有形文化財である歴史的建築物の活用など，いつ

でも市民が本市の歴史，文化に触れられるように環境整備をすることが必要です。

(3) 文化芸術を支える拠点の整備

藤沢市内には，文化芸術活動のための施設として，主に音楽を中心とした公演に利用される南部の文化拠点施設である藤沢市民会館，主に演劇などの舞台芸術に利用される北部の文化拠点施設である湘南台文化センター市民シアター，湘南C-X（シークロス）という新しいまちに美術振興施設として設置された藤沢市アートスペース及び藤澤浮世絵館，藤沢駅に隣接し市民の様々な文化芸術活動を発表する場所として利用されている藤沢市民ギャラリーなどがあります。これらの施設に加え，市内各地区に設置されている公民館は，文化芸術の継承・創造・発信の場として様々な人々が利用する，地域の文化拠点として大変重要なものとなっていることから，そのハード・ソフトの両面から，市民にとって利用しやすい環境の整備に努めていく必要があります。

また，これらの施設の中には，すでに老朽化による不具合を抱え，修繕を必要とする施設や設備もあることから，必要に応じた様々な対策を検討していく必要があります。

(4) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした文化の発信

オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であるとともに，文化の祭典でもあります。本市は，東京2020オリンピックにおけるセーリング競技の会場市であることを生かし，藤沢市オリンピック・パラリンピック文化プログラム（以下，「藤沢市文化プログラム」という。）による事業実施等を通じて本市の芸術・歴史文化を国内外に発信していく好機としてとらえていく必要があります。

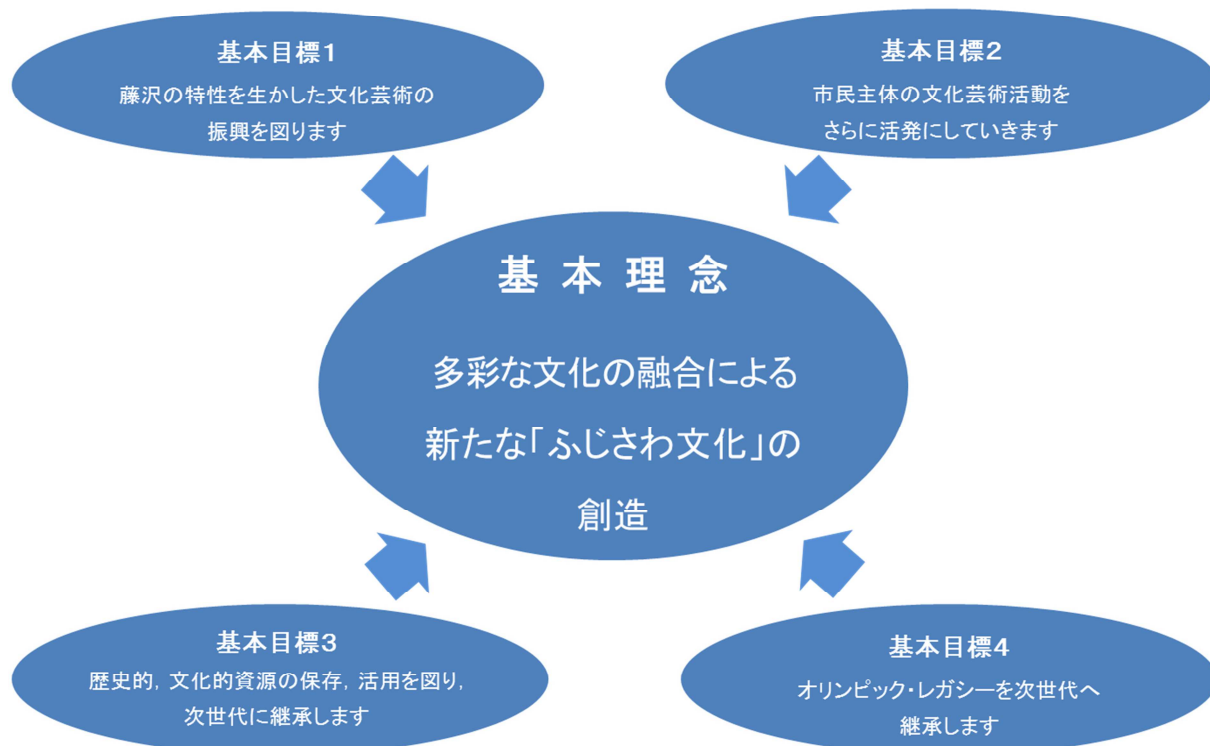
(5) 新たな文化の創造

これまで本市で行われてきた様々な文化芸術活動と本市が有する歴史史跡などの文化資源を活用し、連携させることによってさらに発展・進化させていくことは、新たな文化の創造を行っていくうえで重要です。

また、現代的なニーズに応えた様々なジャンルにおける新しい文化芸術の創造・発展を目指し、若手芸術家の育成や市民の意欲的な活動を積極的に支援することは、本市が文化都市としての発展を図るうえで不可欠です。

第3章 藤沢市文化芸術振興計画の構成

前章の本市における文化芸術の特色・現状や文化芸術振興にあたっての課題を踏まえ、今後本市が取り組むべき文化芸術振興について、その基本理念を掲げるとともに4つの基本目標を定め、その基本目標を実現するための方法を施策としてそれぞれに位置づけることとしました。



1 基本理念

「多彩な文化の融合による

新たな『ふじさわ文化』の創造」

本市では、芸術文化や生活文化についての多岐にわたる活動が脈々と行われてきました。また、本市の風土・気候・風景等によって醸成されてきた独特の歴史・景観文化が息づいています。こうした多彩で重層的な文化の融合を図りつつ、新たな「ふじさわ文化」を創造し、発信していくことを基本理念とします。

2 基本目標及びその実現のための方法

基本理念を実現するために次の4つの基本目標を定め、それぞれの基本目標にはそれらを実現するための方法を施策として位置づけ、文化芸術の振興・推進を図っていきます。

基本目標 1 藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を図ります

市民生活のなかに醸成されている藤沢独自の豊かな文化的風土を守り、市民との協働や若手芸術家への支援などを通じ、共有の財産として向上させます。

施策 1 市民との協働による文化芸術活動の推進

市民、文化芸術団体等と協働して様々な文化芸術活動を推進していきます。

施策 2 藤沢を中心に活動する芸術家への支援及び若手芸術家の発掘、育成、支援

本市ゆかりの芸術家による創作活動や発表の場の充実を図るとともに、若手芸術家の発掘、育成、支援に努め、文化芸術を支える人材を育成していきます。

施策3 文化芸術振興の拠点となる施設・体制のさらなる充実・強化

文化芸術振興の拠点となる各種施設及びその運営体制をさらに充実強化するとともに、市民、文化芸術団体等の文化芸術活動を支える団体との連携を強化します。

施策4 藤沢発の文化芸術の国内外への発信

本市の文化芸術活動を、広く国内外に発信することにより、市民に郷土への愛着や理解を深めてもらうとともに、文化都市藤沢のイメージアップを目指します。

基本目標2 市民主体の文化芸術活動をさらに活発にしていきます

郷土への愛着や理解を育む根底となる市民の主体的な文化芸術活動がさらに活発になるよう推進するとともに、次世代を担う子どもたちが文化芸術に触れることができる環境づくりを進めます。

施策1 市民の主体的な文化芸術活動への支援の拡充

本市の各地区や市民会館などで行われている多様な文化芸術活動への参加を促進する施策の充実を図ります。

施策2 優れた文化芸術にふれる機会の充実

子どもから高齢者まですべての市民が身近な場所で優れた文化芸術にふれることができるよう、市内文化施設をはじめ様々な関連施設を活用しながら、機会の充実を図ります。

施策3 市民文化・伝統文化の次世代を担う人材の育成

市民文化、伝統文化の普及・向上に資する活動に対する支援を充実させ、教育機関との連携も含め、次世代を担う子どもたちの人材育成につなげていきます。

基本目標 3 歴史的、文化的資源の保存、活用を図り、次世代に継承します

本市には旧東海道の宿場町、江の島参詣の地としての歴史があり、また、史跡名勝や歴史的建造物、お囃子等多くの有形・無形の文化財があります。これらの歴史的・文化的資源を本市の貴重な財産として次世代へと継承します。

施策 1 郷土の歴史的、文化的資源の保存

文化財の指定や登録制度を活用し、市民や歴史関連団体等と連携して、郷土の歴史的、文化的資源の保存に努めます。

施策 2 郷土の歴史的、文化的資源の活用

本市の文化財や歴史資料、浮世絵などを公開展示等により活用するとともに、その魅力を広く発信します。

基本目標 4 オリンピック・レガシーを次世代へ継承します

本市の輝かしい未来に向け、次世代を担う子どもたちに夢や希望を与えられるよう、新たな活力となるオリンピック・パラリンピックを契機としたレガシーの創出につながるような藤沢市文化プログラムを実施します。

施策 1 藤沢の特性を生かした市民・来訪者の心に残る藤沢市文化プログラムの実施

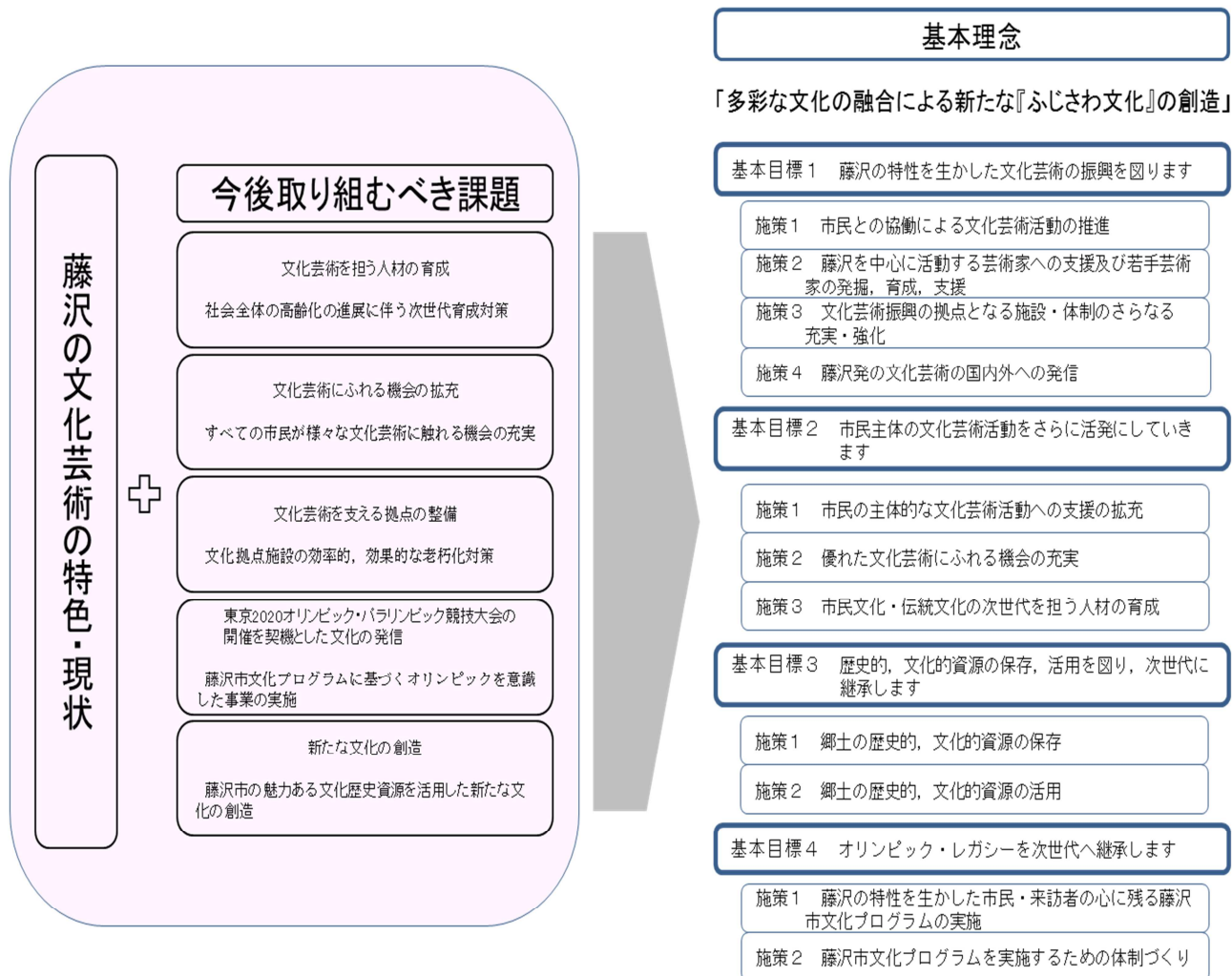
市民や文化芸術団体等と連携し、来訪者と参加市民双方の心に残る藤沢市文化プログラムを実施します。

施策 2 藤沢市文化プログラムを実施するための体制づくり

市民や文化芸術団体等と連携し、藤沢市文化プログラムの実施に向けた体制を構築します。

3 藤沢市文化芸術振興計画の概略図

藤沢市文化芸術振興計画



4 各基本目標の施策ごとの取組

基本目標 1 藤沢の特性を生かした文化芸術の振興を図ります

施策 1 市民との協働による文化芸術活動の推進

- 市民まつりや公民館まつりでの協働（市民自治推進課，各公民館）
- 地域等での歴史・文化継承に関する事業（各市民センター等）
- 公民館サークル展の実施（文化芸術課）

施策 2 藤沢を中心に活動する芸術家への支援及び若手芸術家の発掘，育成，支援

- 生涯学習特別貢献表彰の活用（生涯学習総務課）
- アートスペースにおける公募展・企画展（文化芸術課）
- 藤沢ゆかりの音楽家による演奏会（みらい創造財団）

施策 3 文化芸術振興の拠点となる施設・体制のさらなる充実・強化

- 市民会館の再整備方針等の検討（企画政策課，文化芸術課）
- アートスペースにおける公募展作品制作スペースの提供（文化芸術課）
- 湘南台文化センターの利便性向上（文化芸術課）

施策 4 藤沢発の文化芸術の国内外への発信

- MINTOMO 交流会の実施（人権男女共同平和課）
- 藤澤浮世絵館での浮世絵展示（郷土歴史課）
- アートスペースにおける藤沢ゆかりの作家展（文化芸術課）
- ふじさわ国際交流フェスティバルの開催（人権男女共同平和課等）
- 市民オペラの開催（みらい創造財団）

基本目標 2 市民主体の文化芸術活動をさらに活発にしていきます

施策 1 市民の主体的な文化芸術活動への支援の拡充

- 文化芸術課が所管する文化芸術関連施設における運用ルールの再確認（文化芸術課）
- 公共施設の積極的活用に対する支援（文化芸術課等）
- 合唱連盟や市民交響楽団などの活動に対する事業後援（文化芸術課等）
- 公民館における文化芸術系企画事業の実施（各公民館）

施策 2 優れた文化芸術にふれる機会の充実

- アートスペースや市民ギャラリーにおける展覧会の開催支援（文化芸術課等）
- こころの劇場の開催（文化芸術課）
- 手で触れて見る彫刻展の開催（総合市民図書館）
- みらい創造財団における鑑賞事業の実施（みらい創造財団）

施策 3 市民文化・伝統文化の次世代を担う人材の育成

- アートスペースにおけるワークショップの実施（文化芸術課）
- 公民館における子ども向け文化芸術系事業の実施（各公民館）
- ワクワク体験ひろばの充実（文化芸術課）
- 学校訪問事業の実施（みらい創造財団）

基本目標 3 歴史的，文化的資源の保存，活用を図り，次世代に継承します

施策 1 郷土の歴史的，文化的資源の保存

- 市指定文化財候補の調査及び指定（郷土歴史課）
- 文化財保存管理に対する補助金等の交付（郷土歴史課）

施策 2 郷土の歴史的，文化的資源の活用

- 藤澤浮世絵館での市所蔵浮世絵の展示（郷土歴史課）
- ふじさわ宿交流館での各種文化的事業の実施（郷土歴史課）
- 古民家を活用した各種取組の実施（郷土歴史課）

基本目標 4 オリンピック・レガシーを次世代へ継承します

施策 1 藤沢の特性を生かした市民・来訪者の心に残る藤沢市文化プログラムの実施

- 藤沢市文化プログラムの着実な実施（関係各課等）

施策 2 藤沢市文化プログラムを実施するための体制づくり

- ボランティア活動の推進（東京オリンピック・パラリンピック開催準備室）
- 文化団体連合会，みらい創造財団などとの協働（文化芸術課）

藤 沢 市 文 化 芸 術 振 興 計 画 (案)

2 0 1 8 年 (平 成 3 0 年) 月

生 涯 学 習 部 文 化 芸 術 課